

第18回西和賀町議会定例会

令和4年3月18日（金）

午後 1時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理いたしました。

ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 私から行政報告を1件申し上げます。

令和4年度における西和賀さわうち病院の医師体制について報告いたします。初めに、医科についてです。令和3年10月から勤務いただいております高橋健医師でございますが、専門研修期間が終了し、この3月末をもって退職されることとなりました。半年間という期間ではありましたが、高齢者が多い本町で大きな役割を果たしていただき、これまでのご労苦に感謝申し上げます。4月からは県立中部病院に戻り、勤務されることとなりますので、今後の一層のご活躍をご期待申し上げます。

一方、令和4年度において岩手県からの医師派遣は難しいとの連絡があり、これにより現状の常勤医師3人体制は取れないこととなります。

北村総括院長につきましては、新年度も常勤での勤務をお願いしております。小原院長とともに常勤医師2名体制に加え、非常勤医師1名での診療体制となります。外来診療をはじめ入院管理や訪問診療等を3名の医師で行うとなると、医師の勤務負担軽減が叫ばれている現況下

におきまして逆行する状況となってしまうほか、研修等による技術研さんの場が失われてしまいます。このような状況をいち早く改善するよう、引き続き医師派遣につきましては関係機関に要望を行っていくとともに、整形外科や泌尿器科、神経内科などの専門診療科につきましても、これまでと同様に外部からの診療応援をいただきながら、地域医療の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、歯科についてです。内記恵歯科科長ですが、3月末で退職されることになりました。内記先生は、昭和62年4月から旧沢内病院に勤務され、平成元年6月からは歯科医長、平成28年4月からは歯科科長として今日まで35年間勤務いただき、地域医療の発展に寄与いただきました。

在職中は、一般診療のほか、保育所や学校での健診、虫歯予防活動や町の国保運営委員協議会委員として国保事業の推進にも携わっていただきました。また、大学からの地域医療研修の積極的な受入れや院内の医科、歯科連携においては、歯科医師の立場から口腔ケアや摂食嚥下の取組に積極的に関わっていただきました。

今後は、非常勤医師として勤務いただくこととしており、内記先生が持っている知識や経験、技術を継承いただけるものと思っております。これまでの労苦に感謝するとともに、今後の活躍を期待するものであります。

後任の歯科医師については、岩手医科大学歯学部より角田直子先生に着任していただけることとなりました。角田先生は、口腔顎顔面再建学講座口腔外科学分野の医局に所属し、同医局で助教として活躍しており、今回の着任につき

ましては同分野教授の山田浩様のご尽力もいただき実現したものでございます。

角田先生は、これまで月3回、西和賀さわうち病院歯科に診療応援として勤務いただいておりますので、4月からスムーズに歯科医師として勤務いただけるものと期待いたしております。

私から、以上行政報告1件であります。よろしく願いいたします。

議長　これで行政報告を終わります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1から日程第9までの令和4年度予算議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査に当たっていただいたわけですが、予算審査特別委員会委員長の高橋宏君より審査終了の旨の届出があります。委員長より審査についての報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、高橋宏君。

8番　予算審査特別委員会委員長報告。

令和4年3月3日に予算審査特別委員会に付託された一般会計予算ほか6特別会計予算及び2事業会計予算の審査結果を報告いたします。

審査の結果は、議案第33号から第41号までの全予算を原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

予算審査特別委員会における審査の過程において、ご報告を申し上げます。令和4年度の予算額は、一般会計が64億8,400万円と昨年より13億4,100万円の減、全9会計の予算額を合計すると111億4,558万円と、昨年度比12億2,923万円の減となっております。

申し述べるまでもなく、地方公共団体における予算とは、各種の行政サービスを計画的に行うための一会計年度における収入と支出の見積書であり、その予算の議決は地方自治法に規定された議会の権限の中でも極めて重要な議決事項の一つに定められております。

各委員とも、これらのことを深く認識し、各会計の予算について慎重かつ精力的に審議を重

ねましたが、その結果については先ほど報告したとおり全議案原案どおり可決すべきと決定した次第であります。

以上のことを踏まえ、委員会の審査の過程において委員各位より出された質疑、指摘等について、主なものを委員長としての所感も交えながら述べさせていただきます。

最初に、住民生活の利便向上につながる事業として、行政手続オンライン化業務委託料875万5,000円と新規事業であるコンビニ収納代行業務委託料13万9,000円が挙げられると思います。マイナンバーを利用した手続や、町税や水道料金などの支払いがコンビニ収納できることは、町外に勤務している方々にとっての利便性やデジタル化推進につながる事業でありますので、特に円滑な事業執行をお願いしたいところです。

次に、小型動力ポンプ付積載車購入事業1,082万1,000円ですが、予算説明に当たり、車両を配備しようとする消防団の選定についても説明するべきとの意見が出されました。

次に、川をいかしたまちづくり事業、湯本地区テラス等整備工事請負費2,750万円が計上されました。実施設計に基づいた資料の提示がないままに予算編成されたのか、そして予算委員会にも当初具体的な資料がないままでの予算上程に各委員から疑問視する意見が出されました。この事業は、国の支援制度に登録された事業という側面もあり、その調整経緯があったのかとも思われますが、今後はそのようなことがないよう議会と情報共有していくことを強く望みます。

次に、ふるさと納税推進事業1億1,359万円では、令和4年度納税目標額を1億8,000万円としたことに対し、その目標額が低いのではとの意見が出されました。目標達成のため、新たな返礼品の開発、ポータルサイトの見直しなどに取り組むとのことでしたが、事業経費の精査も必要との町長の答弁もありましたので、その点

にも配慮して事業を推進していただきたいと思います。

次に、6次産業推進事業436万円では、今後の事業展開について各委員から質疑が出されました。産業間連携推進会議を中心に事業を進めることになると思いますが、当局も理解されているとおり町内産の、特に野菜については生産量が大きく伸びるとは考えられないことから、この状況を判断し、事業の見直しに取り組んでいただきたいと思います。

次に、有害鳥獣被害対策事業261万2,000円。近年、有害鳥獣被害が拡大しております。その対策として、捕獲、駆除に向けた予算計上には理解できます。しかし、捕獲、駆除だけでこの問題が解決するのでしょうか。町民に対しても生ごみ処理などを徹底し、有害鳥獣の生息するエリアと農産物などを生産するエリアの区分に取り組むなど、これらの方策も併せて考えていくべきだと思います。

次に、医師住宅整備事業5,158万1,000円。常勤医師や応援医師及び短期に滞在される専門医師のため、病院敷地内へ医師住宅を建設しようとするものです。医師の確保は、病院経営にとっても影響しますし、これにより医師確保ができれば町民にとっても喜ばしいことであります。しかし、この予算については実施計画が具体的に示されない中での提案でした。今後においては、いかにより事業であっても、予算編成の透明性を図り、予算計上されることを望みます。

次に、西和賀町除雪作業員育成支援事業30万円。この事業は、除雪作業員確保のため、除雪作業に必要とする資格を取得しようとする者に補助金を交付する事業で、2年目となります。このほかにも、除雪体制そのものの見直しにも着手するとのことでした。今シーズンの大雪を見るまでもなく、除雪の充実はここに住む町民はもちろん、移住、定住を進める上でも一番に挙げられる問題です。西和賀町は雪が多いけれども、除雪が充実していてよいとの評価を今後

も維持していけるよう頑張っていただきたいと思います。

最後に、予算編成に当たっては中期財政計画を基に予算編成されていることから、財政状況を鑑みると、今後はこれまでのような多額の予算規模の事業や新規事業などはなかなか行えないような状況になると予想されますが、これまで以上に継続事業の効果や手法、考え方についても議論をしていかなければならないのではと感じます。

また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響で、地域経済の疲弊は深刻な状況にあります。こういった地域の状況の認識を議会と行政は共有しながら、コロナ禍の地域経済対策には特段のご配慮をいただき、令和4年度の予算執行に当たっていただくことを強く要望し、予算審査特別委員長の報告といたします。

議長 委員長は委員長席にお座りください。予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

議長を除く議員11人で審査をしたわけですが、この際質疑がありましたら質疑を許します。

なお、質疑は予算審査の経過と結果に対する質疑に限られますので、念のため申し添えます。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

それでは、順次日程に従いながら進めますが、討論と採決はそれぞれ予算議案ごとに行います。

日程第1、議案第33号 令和4年度西和賀町一般会計予算について討論に入ります。通告があった方は1名であります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋和子君より通告がありましたので、討論を許します。

高橋和子君。

4 番 高橋和子でございます。ただいま予算の審議の報告が委員長よりありましたが、私からは一般会計の予算に対しまして賛成討論をしたいと思います。

コロナウイルスの感染症によって、行政の業務もこれまでとは違って落ち着きのない流動的なことになるものもありまして、苦勞された面もおありかと思います。4 年度もその続きかと危惧されるところでございます。財政困難の中でも予算が計上されて、審議いたしました。

今回は、会期日程の中に、ところどころに議案施行の日にちを入れたので、いつもより慌てることが少なく、質疑の俎上にのせる項目をチェックできたように思います。そのために内容を把握できれば、より質問する項目が減ってくるようにも思いました。大事な日程だったなと考えております。そうは言いましても、まだまだ私にとっては議案の検討は不十分であったなと反省するところでございます。

今回は、初めての湯田庁舎の議場でございます。改修直後ということもありまして、一般質問の第 1 番目の私のときはご家庭への放送が聞こえないと、そして終わり頃のほうに少し聞こえたということでお伺いしましたが、大変申し訳なく思っております。

また、新町長の提出された予算もほとんどが継続事業となっておりますが、町長の行政姿勢を拝見しておりましたが、前向きで真摯なご答弁であったかと思います。要はこれからどうするかということで、それをどのように実施するかが大事でありまして、大きな課題でございますので、初心忘れずという感じで、先頭に立ってリーダーシップを発揮されながら取り組んでいかれるようお願いしたいと思います。

さて、今回私が注目した幾つかの中から少しだけ報告、討論させていただきますが、人口増の対策が非常に大事だと思っております、町の会計年度任用職員の在り方で報酬が大きな課

題であると思ひまして、伺ったところでございました。報酬決定の根拠が不明朗なので、今後ご検討されて、底上げすると同時に要資格者への当然の配慮をしていただきたい、そのように整備すべきであると申し上げたいと思います。

会計年度任用職員は、元の臨時職員と言われた方々でございますが、そういう立場であつても西和賀町に定着されようとするときは、暮らしが成り立って、子育てもしなければならず、親も見るといふ実情があると思います。そういうことは、役場の正職員の皆さんと何ら変わらない状況であると思います。西和賀町は、高齢化、少子化、県内ナンバーワンでございまして、困難な環境の中にこういう方々は来てくださっているわけでございます。何とか予算を見つけて暮らしの保障をすべきだと強く申し上げておきたいと思います。

よそから来られた方々に対する対応としては、通り一遍に事務的に当たるのではなく、ここで暮らせる状況かどうか、きちんとその方々を見ていただいて対応すべきだと思います。特に若い方々は、収入が少ない方が多い状況でございますので、より一層配慮して、支えて、ここに暮らしてもらうようにするにはどうするのか、ご当人と一緒に考えていただきたい。特に課長の皆さんには、そのことを申し上げておきたいと思います。

最後に、もう一つは森林関係の予算でございます。特に森林環境譲与税の在り方を町としても質して、県や国に働きかけて不利な点を正し、収入につなげるべき森林への人材を確保して、そして私有林の所得向上へもつなげていけるようにぜひとも取り組んでいただきたいと思います。私も私の立場として取り組んでまいりますので、よろしくお祈りしたいと思います。簡単ではございますが、以上のことを申し述べまして賛成討論とさせていただきます。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第33号 令和4年度西和賀町一般会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。

本予算に対する委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第2、議案第34号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。通告があった方は1名であります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

高橋和子君より通告がありましたので、討論を許します。

高橋和子君。

4番 国民健康保険の特別会計に対しまして反対討論をいたします。

国民健康保険の特別会計は、単年度で見て赤字になることもありました。総じて黒字で経過し、基金に積み増しがされております。その額は、給付費や被保険者割で見ますと、県内では桁違いに高くなっております。法的減免措置をされておりましたが、やはり国保税は高いです。その中でも、特に子供の数が多いため税金が課せられる制度というのは、この少子化の時代にあるべき姿とは言えません。子供の均等割の件でございます。一日も早く子育て世代の支援のためにも、18歳までの無料化を実施していただきたいと思っております。

全国でのこの動きの中で、国はやっと未就学児の5割負担を法制化しまして、西和賀町としても条例で決めたところでございます。これま

で国保制度が県の管轄になるからとか様子を見てきたところでございますが、今度は資産割をなくし、賦課方式を4方式から3方式にするから状況を見たいということでございました。このことは大きな改正でありまして、県内でも3方式の自治体が増えてきているように思いますし、農村の実態を反映しているかと考えるところでございます。そのご検討の中で早期に結論を出して、子供の均等割の無料化を実施するように求めていきたいと思っております。このことを強く申し上げまして反対討論とさせていただきます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第34号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。

本予算に対する委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本予算については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第35号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第35号 令和4年度西和賀町後期高齢者

医療特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。

本予算に対する委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第36号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第36号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。

本予算に対する委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第37号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。

本予算に対する委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第38号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第38号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。

本予算に対する委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(なしの声)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第39号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、これを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第39号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。

本予算に対する委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第40号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第40号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。

本予算に対する委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第41号 令和4年度西和賀町水道事業会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第41号 令和4年度西和賀町水道事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。

本予算に対する委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

ここで資料配付のため暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休 憩

午後 1時35分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

日程第10、議案第42号 西和賀町健康管理センター「丑の湯」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、地方自治法117条の規定により柳沢安雄君の退場を求めます。

(柳沢安雄君退場)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。
内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第42号 西和賀町健康管理センター「丑の湯」の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町健康管理センター丑の湯については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき、施設の存続に向けた地元地区等との協議を踏まえ、施設運営を希望する湯本温泉協議会との協議を進めてきたところであります。

丑の湯の指定管理者の指定に当たっては、これまで湯本温泉協議会と施設運営について協議を行ってきた経緯を踏まえ、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定の方法によることとし、湯本温泉協議会から提出された申請書類の審査を行った結果、適

当と認められることから、湯本温泉協議会を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 ただいま内記町長からもご説明がありましたが、今回の応募者は湯本温泉協議会ということですが、これは確認であります、地域の協議会で今回応募して施設の指定管理者として運営するということによろしいのか、その点についてと、前回湯本商店会が平成29年度で、点数でいくと247点から、今回温泉協議会のほうの点数が267点ということで、点数がアップしておりますが、前回から比べるとどういったことが評価をされ、こういった点数になったのか、その点について伺いたいと思います。

議長 暫時休憩します。

午後 1時41分 休 憩

午後 1時43分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

総務課長。

総務課長 お答えいたします。

先ほどの提案理由の中にもありましたけれども、地元地区と協議を行った上で、地元から推薦いただいた団体が湯本温泉協議会ということになりますので、そちらのほうからの分ということになります。

続いて評価の部分についてですけれども、これについてもこれまで施設担当課と協議を行ってきたということで、そういう部分で施設運営に関する部分について、その団体としても十分理解をしているというふうな部分で、点数的には評価は高かったものというふうに捉えており

ます。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第42号 西和賀町健康管理センター「丑の湯」の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

柳沢安雄君の入場を許します。

(柳沢安雄君入場)

議長 続いて、日程第11、議案第43号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第43号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町昼温泉については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき、施設の存続に向けた地元地区等との協議を踏まえ、施設運営を希望する下の沢集落運営協議会（仮称）設立準備会との協議を進めてきたところであります。

真昼温泉の指定管理者の指定に当たっては、これまで下の沢集落運営協議会（仮称）設立準備会と施設運営について協議を行ってきた経緯を踏まえ、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第5条、公募によ

らない指定管理者の候補者の選定の方法によることとし、下の沢集落運営協議会（仮称）設立準備会から提出された申請書類の審査を行った結果、適当と認められるものであります。2月20日に下の沢集落運営協議会が設立されたことから、同協議会を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第43号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第44号 公の施設の利用に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第44号 公の施設の利用に関する協議について提案理由を申し上げます。

西和賀町から秋田県横手市黒沢地区へ水道水を送水するに当たり、西和賀町の公の施設を秋田県横手市の住民の利用に供することについて

同市と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、公の施設の名称、西和賀町水道施設。

2、利用の区域、秋田県横手市山内黒沢字堂林、上黒沢、丸志田、蒲坂、荒沢口の全域及び上ノ山、上桑谷地、田代沢口、瀬野ヶ台、石田、下黒沢、堂の上の一部。

3、協議の内容、西和賀町と横手市が共同利用する水道施設の範囲、管理区分及び経費の負担方法等。

なお、議決いただいた後に、本町と横手市で基本協定、細目協定を締結する手続を進める予定となっております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第44号 公の施設の利用に関する協議についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第45号 権利を放棄することに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第45号

権利を放棄することに関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

これまで沢内バーデンなどの管理運営を担ってきた株式会社エステックが特別清算により解散することから、今後弁済が見込めない債権について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利を放棄することに関し議決を求めるものです。

1、放棄する権利の内容は、株式会社エステック経営改善資金貸付金2,000万円から債務者から金銭による弁済を受ける34万7,072円を除いた額1,965万2,928円であります。

2、債務者は株式会社エステックであります。

3、放棄する理由は、債務者が特別清算により解散することから、債務履行できなくなるため債権を放棄するものです。

4、権利を放棄する時期は、本議案の議決の日です。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 これまでもエステックの貸付金の事案については、全員協議会、あるいはいろいろな場面で、前任者のときから私もいわゆる議論をしてまいりました。その経過であったり内容については、ほぼほぼ理解をしているところでありますが、今回債権放棄ということで議案の上程がありまして、この後採決をされ、この債権については決定をするということでもありますので、議会として、あるいは議員として、ここで議論もなく採決ということにはいかないだろうということで、1点質問させていただきたいと思います。

私個人も今回の町民の税金1,900万円以上が回収不能になってしまったという事態については、議員でありますから、責任がないというこ

とではない、少なからず責任があるというふうに個人的には思っております。やはりいろいろな経過、今まで地域事情もあったりしながら、その辺は理解をしておりますが、今回のこういった事態になったことは、やはり個人的には大失敗であったなというふうに反省をしております。議員として、もう少しこういう事態に至る前にいろいろな対策、あるいは議論、そういったことを徹底して行うべきであったなというふうな大きな反省をしております。

今回責任であるとかそういったことについては、法律上の問題があって問えないというようなご答弁もいただいておりますが、このまま何もなく、この議案について採決されるのということですが、行政としては大失敗だというふうに捉えているかは分かりませんが、こういったことについてやはり我々は学ばなければいけないのではないかなというふうに考えます。我々前に進んでいかなければなりませんので、2,000万円余りの税金が回収されないということについては、大いに今後のまちづくり、あるいは行政の施策の中に学びとして、教訓として伝わっていかなければならないものではないかなというふうに考えます。

そこで、担当課長あるいは町長の、今回の件で何を学んだのか、そのことについて町民に広くご説明をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまご質問いただいたことに関してご回答と、少し付け加えさせていただいて、経過も踏まえて、お時間いただいて私からご答弁させていただきたいと思います。

エステックは赤字が継続し、さらに新型コロナウイルスの影響が決定打となり、会社として継続することが極めて困難であることから、特別清算により経営を終えることとしました。

会社清算の決定がなされた株主総会は、私の町長就任前のことであり、私自身はその決定に

関わっておりませんが、債務超過に陥った会社を清算するには破産手続と特別清算の2つの手続方法があるが、破産による手続では対外的に全ての事業の継続が困難であると見られ、沢内バーデンを施設として利用を継続させようとした場合の足かせになると判断したものと私は解しております。

株式会社としてのエステックの存続は困難であるが、沢内バーデン及び沢内バーデンを設置した背景、つまりは志賀来地区の取組については再構築し、利活用を図り、地域づくりに資する覚悟で町として対処したものと解しております。

このような対処に関する町の方針と北上信用金庫からの融資背景、つまりは町の第三セクターであること、北上信用金庫と西和賀町のこれまでの信頼関係に基づき融資がなされたこと等の経過を私の就任後に行いました北上信用金庫理事長との会議におきまして理事長からの発言からも確認できたこと、そして特別清算を円滑に進め、早期に沢内バーデンを再興させることを念頭に置いた志賀来の今後の発展方策を検討するためにも提案させていただいております債権放棄はやむを得ないということで、私が判断した次第であります。

これに伴う関連した責任の所在の在り方等についての考えでありますけれども、長年の赤字による債務超過、最後の引き金は新型コロナウイルスの感染拡大による利用減、特に比較的収入が上がっておりました宿泊部門は利用者がゼロになるなどがあったこと、一方、当該融資に当たった裁量権、先ほどもご説明いただきましたけれども、裁量権の逸脱または濫用に当たると判断されないこと、取締役として会社に損害を与えるような善管注意義務や忠実義務違反はないこと等から、関係者の責任は問えないものと私自身判断したところでございます。

しかしながら、債権放棄という重い決定をしたことにつきましては、今後の沢内バーデンの

活用、志賀来地区の各施設をどのように活用し、町の活性化につなげることができるかにかかっていると考えているところでございます。取組ビジョンを示し、目標を据え、その目標に近づいているかどうか、適宜ご判断をいただきながら責任を果たしていくことが私が示せる責任の所在であると考えているところでございます。

今後の沢内バーデンの活用方針につきましては、以前に示されました沢内バーデンのあり方検討会報告、沢内バーデンの劣化状況報告、公共温泉施設の今後のあり方基本方針と志賀来開発の方針決定などを踏まえ、それらに示されている志賀来地区の振興方策における中核施設として、その活用を図っていくという視点で改めて構築してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 高橋宏君。

8番 私も同様の趣旨でありますけれども、今町長からは破綻に至った状況から今までのというような説明だったと思われま。

そもそもこのエステック経営改善資金の貸付けにおいて、私は当時、経営改善計画を示した中でなければ貸付けするべきではないのではないかなというような話をさせていただきました。

今後こういうことのないようにしていただくのはもちろんのことですけれども、ある程度今後の教訓として、こういう経営改善を行う場合は経営改善計画というものを最低限示さなければ町としても貸付けできないというような一定のルールといいますか、そのような線引きが必要と思うのですけれども、これからということに関して、その点についてはどのようにお考えか、お聞きいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今議員お話ありましたとおりのことなども基本原則であろうと思います。この件に限らず第三セクターであったり、そういう関係する団体

につきましては、これまでも貸付けと補助に当たって、その取組主体がどういう方向でやるのかと、それが公の資金を投入する場合に適正であるかと、そういうプロセスをしっかりと踏まえてやるというのは原則であるということはこれまでも相当程度やられてきたと思いますが、今回の件に関しましては反省すべき点があり、そこをしっかりと守っていくということが今後への教訓というふうに捉えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第45号 権利を放棄することに関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時15分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第14、同意第1号及び日程第15、同意第2号については、西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありますので、一括してこれを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程になりました同意第1号及び第2号の西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

最初に、同意第1号を御覧ください。氏名、小田島文生。生年月日、[REDACTED]、[REDACTED]歳。住所、[REDACTED]。

小田島文生さんは、令和元年7月1日から人権擁護委員として活動しており、相談業務をはじめ人権啓発活動も意欲的に行っており、人柄も誠実で責任感もあり、地域住民からも信頼されていることから、人権擁護委員に適任であります。2期目として令和4年7月1日からの任期ですが、候補者の推薦を法務大臣から委嘱の発令をされるまで期間を要することから、今議会で意見ををお願いするものであります。

次に、同意第2号を御覧ください。氏名、内記博悦。生年月日、[REDACTED]、[REDACTED]歳。住所、[REDACTED]。

内記博悦さんは、平成29年3月に退職するまで西和賀町職員として行政運営にご尽力いただき、現在は前郷区で様々な役員をされており、積極的に地域活動を行っております。人柄も誠実で責任感もあり、地域住民からも信頼されていることから、人権擁護委員に適任であります。令和4年7月1日からの任期ですが、候補者の推薦後、法務大臣から委嘱の発令をされるまで期間を要することから、今議会で意見ををお願いするものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、表決に入ることについてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

した。

次に、同意第10号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

高鷹政明氏を任命することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第11号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

高橋英浦氏を任命することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第12号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

高橋徳幸氏を任命することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第13号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

北島真理氏を任命することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第14号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採

決します。

土井政江氏を任命することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第15号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

戸巻政美氏を任命することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第16号 西和賀町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

大島和久氏を任命することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第30、請願・陳情第22号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より審査終了の旨の報告があります。委員長より審査結果についての報告を求めます。

淀川豊君。

10番 それでは、産業建設常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

本定例会において本委員会に付託された案件は、請願・陳情第22号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願書の1件であります。

提出者は、花巻農業協同組合代表理事組合長、

伊藤清孝氏、紹介議員は高橋到議員の1名であります。

この請願について、3月10日の特別委員会終了後に湯田庁舎3階第2会議室において、委員全員により審査を行いました。

請願・陳情第22号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願書の趣旨は、今回の交付金見直しにより農地の維持管理が困難となり、耕作放棄地や離農者の増加が懸念されることから、将来にわたり安定的な営農が展望できるよう、現場の課題を十分に検証した制度設計となるよう、関係機関に意見書を提出することを求めるものであります。

審査において、あまりにも急な制度の見直しであり、対応できない農家が増加する、西和賀町の農業全般に関係してくる問題、集落維持にも影響が出てくるなどの意見があり、委員会としての結論はこの請願の趣旨に賛同し、全員賛成で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第22号について、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長は委員長席にお座りください。産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑終わります。産業建設常任委員会委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第22号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願書、この請願を採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、この請願は採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休 憩

午後 2時36分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第31、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く非難し抗議する決議を議題とします。

決議提案者として高橋到君から提出されておりますが、その写しについてはお手元に配付しております。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋到君。

5番 それでは、提案をさせていただきます。

発議第1号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提出者、西和賀町議会議員、高橋到、賛成者、西和賀町議会議員、北村嗣雄であります。

ロシアによるウクライナ侵攻に強く非難し抗議する決議。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出理由として、ウクライナの人々の命と主権を守るため、ロシアの軍事行使によるウクライナへの侵攻を強く非難し、武力攻撃に強く反対する決議をしようとするものであります。

決議文を読み上げ、提案させていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に強く非難し抗議する決議。

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。連日のロシア軍の攻撃により、無垢な子供たちを含め民間人にも多数の犠牲者が出続けている。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり断じて容認できない。

西和賀町議会として、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世

界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で徹底させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては在留邦人の安全確保に取り組むとともに、国内への影響が最小限となるよう、対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

令和4年3月18日、岩手県西和賀町議会。

以上であります。ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案者席にお座りください。提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く非難し抗議する決議を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 2時41分 休 憩

午後 2時42分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここでお諮りいたします。高橋到君から発議第2号が提出されましたので、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この発議1件を日程に追加し、追加日程第1、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第2号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を議題とします。

提案者として高橋到君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋到君。

5番 発議第2号を提案させていただきます。

発議第2号 西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋到、賛成者、西和賀町議会議員、高橋宏であります。

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨として、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を地方自治法第99条の規定により関係省庁に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書。

今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。特に交付対象水田の扱いについては、生産現場では農地の集積、集約に取り組みながら産地づくりに取り組んできたなかで、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながる等懸念の声があがっています。

また、多年生作物（牧草）に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外か

らの輸入乾牧草も高騰している状態が続いているなかで、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱をきたしています。さらには、圃場整備に取り組む地域においては、営農計画の再検討が必要となり、地域特色を生かした営農の展開への影響なども懸念されております。

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しについては、生産者が意欲を持って作付し、将来にわたって安定的な営農、農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、次の事項について強く要望します。

1 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分に踏まえて進めること。

2 農地および集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合にあっては、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず、意欲を持って生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。

3 多年生作物（牧草）の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和4年3月18日、岩手県西和賀町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上であります。ご審議の上、ご賛同いただけるよう、よろしくお願いします。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第2号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先については提案者の提案のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

今年度の定例会もこれが最後となりました。

泉川道浩農業振興課長兼農業委員会事務局長におかれましては、定年退職ということですが、議会事務局長としても務めていただくなど、長い間本当にご苦労さまでございました。

これをもって第18回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 2時51分 閉 会